

困ったなあ

佐々木知子の
法律相談

に答えます！



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

仕組みが変わった相続税で
慌てないようにしたいのですが…

A 基礎控除額を超えても特例が認められる場合も。
様々なケースを想定して対策を考えておきましょう。

私は昨年70才になりました。主人は80才で、そろそろ夫婦の将来を真剣に考えなければならぬと思うようになりました。遺言や介護の問題もありますが、とりあえずは相続税についてお聞きしたいのです。

私は昨年70才になりました。主人は80才で、そろそろ夫婦の将来を真剣に考えなければならぬと思うようになりました。遺言や介護の問題もありますが、とりあえずは相続税についてお聞きしたいのです。

今年から相続税の仕組みが大きく変わり、富裕ではない我々のような一般人でも税金を払うことになったと聞きます。

私たちが住んでいる土地建物以外には株券、預金があります。男子2人は独立し、それぞれ家庭を持っています。

土地50坪の相場は約5000万円ですが、固定資産税評価額では、7割の約3500万円。

おっしゃるとおり、平成27年1月1日以後、改正相続税法が適用になります。

従来、基礎控除額は5000万円+（1000万円×法定相続人の数）、つまりご相談者の場合、8000万円まで基礎控除でしたが、改正後はそれが3000万円+600万円×3=4800万円となりました。

相続税納税者の割合は全体の4%程度だったのが、今後は、ことに都内に不動産がある場合には控除額を上回る場合が多くなり、税増収が見込まれます。

超えた場合、各相続人は実際の取得金額に応じて相続税を支払います。所得税などと同じく累進税率で、1000万円以下10%、1000万円超3000万円以下15%…最大55%です。

土地の評価ですが、相続税では、いわゆる固定資産税評価額ではなく、路線価方式を用います。これは一般に、固定資産評価額より高く、実勢価格より低い。正確な所では国税庁のホームページで閲覧できますが、仮

にこれを4000万円とします。一方、建物は固定資産税評価額によりますが、木造家屋の場合建築30年で評価は頭打ちになることが多い、そのまま800万円とします。合わせて4800万円。

となると、不動産以外の株・預金は基礎控除額を超えて課税対象となりますが、実は裏技（？）があります。居住用宅地の場合、100坪まで「小規模宅地等の特例」が認められ、奥様が相続する場合には80%の控除を受けられます。つまり土地4000万円の20%800万円だけが課税価格です。これに建物800万円、株・預金は対象外です）を合わせて

建物は築30年になるので実際は無価値ですが、固定資産税評価額では約800万円です。

いた会社の株で約1000万円。預金約3000万円のうち1000万円は私名義です。主人が定年を迎えた20年前には5000万円位あつたのですが、体がまだ動けるうちにと海外旅行をしたり、また子供がマンションを買うというので資金援助をしたりして、20000万円減つてしましました。

この後はもう贅沢はせず、夫婦でつつましやかに年金で生活しようと思います。いずれ高額医療や介護にお金がかかるかもしれませんし、株はもちろん預金にも手をつけたくありません。

いつその時が来るか分かりませんが、その後の私の生活もあるし、相続税で慌てないようにしたいと思います。

ただ、別の問題があります。妻の法定相続分は半分なので、不動産だけで半分を上回ってしまうことです。もし子供らが、残る株・預金は自分たちの分だと言えれば、あと困りませんか？なので、年110万円まで贈与税がかからないのを利用して自分名義の財産を増やしていくのも一つの手だし、より抜本的には、遺言書を作つておいてもらうのがお勧めです。

子供は信用したいですが、各自の経済状況は読めないし、嫁が絡んでもめることもあります。争いを防ぐために未然に手を打つておくのは何であれ大事なことだと思います。